

島根県がん対策推進条例 改正の概要

1 島根県がん対策推進条例が制定された背景

- ・がんは死亡原因の第1位
- ・H15～17 患者、家族からがん医療の地域格差是正等の声が寄せられる
- ・H17 全国初の「がんサロン」が開設、以降県内にがんサロンが拡大
- ・H18.9 議員提案により全国初の島根県がん対策推進条例が制定される

2 改正の背景

- ・国のがん対策推進基本計画の改定（平成24年6月）による新たな課題への対応
 - ・小児がん対策
 - ・子どもに対するがん教育
 - ・就労支援 など
- ・県における新たな課題への対応とがん対策に係る体制の充実

3 改正の概要

(1) 責務・役割の明確化と相互連携（新）

- ・県の責務（第2条）
関係する機関と連携し、がん対策推進計画に従い、本県の特性に応じたがん対策を実施
- ・県民の役割（第3条）
がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に注意を払い、必要に応じがん検診を受診
- ・保健医療福祉関係者の役割（第4条）
質の高いがん医療及びがんに関する情報を提供、県が実施するがん対策に協力
- ・事業者の役割（第5条）
がん予防やがん検診受診等に関して従業員へ啓発、県が実施するがん対策に協力

(2) 新たな課題への対応（新）

- ・小児がん対策の推進（第9条）
小児がん患者及びその家族に対する支援のために必要な施策を実施
- ・就労の支援（第12条）
がんになり患しても働き続けることができるよう、相談支援及び情報の提供の体制整備、普及啓発を実施
- ・がん教育の推進（第14条）
がんに関する正しい知識及び病気とともに生きる人々に対する正しい理解を深める教育の実施